人事院中国事務局　〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局　〒760―0019　高松市サンポート３―33
人事院九州事務局　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所　〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）

2　対象官職　天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）　（俸　給　月　額）
公安職俸給表㈠　１級21号俸　265,600円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた者

⑵　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び課題論文試験

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年５月24日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年６月24日（水）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年７月７日（火）から７月14日（火）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、京都市及び福岡市

7　最終合格者発表　2026（令和８）年８月12日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

8　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

9　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年２月19日（木）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年２月19日（木）及び２月20日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（問　合　せ　先）
皇宮警察本部　〒100―0001　東京都千代田区千代田１－３

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

11　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記９⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

（名　称）　（所　在　地）
人事院北海道事務局　〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局　〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局　〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局　〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局　〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局　〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局　〒760―0019　高松市サンポート３―33
人事院九州事務局　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所　〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度法務省専門職員（人間科学）採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度法務省専門職員（人間科学）採用試験

2　試験の区分　矯正心理専門職Ａ、矯正心理専門職Ｂ、法務教官Ａ、法務教官Ｂ、法務教官Ａ（社会人）、法務教官Ｂ（社会人）及び保護観察官

3　対象官職　次に掲げるいずれかの分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

⑴　少年鑑別所における鑑別及び刑事施設における受刑者の資質の調査に関する分野

⑵　少年院における在院者の矯正教育その他の処遇、少年鑑別所における在所者の観護処遇並びに刑事施設における受刑者の改善指導及び教科指導に関する分野

⑶　保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する分野